

役員報酬規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、役員報酬に関する事項を定めたものである。

(支払方法)

第2条 報酬は、役員に対し通貨で直接その全額を支払うものとする。ただし、当該役員が希望する場合は、本人名義の指定金融機関の預貯金口座へ振り込むものとする。

(支払日等)

第3条 報酬の計算期間は、毎月1日から末日までとし、翌月25日に支払う。ただし、支払日が金融機関の休業日にあたる時はその前営業日に支払う。

(報酬の支払形態)

第4条 報酬は月単位で支払うこととする。

(控除項目)

第5条 法人は、次に掲げるものを報酬より控除する。

- ① 源泉所得税
- ② 住民税
- ③ 健康保険料、介護保険料、厚生年金保険料等、社会保険の本人負担分

(端数処理)

第6条 報酬計算上、円未満の端数が生じたときは、役員にとって有利になるよう切り捨てまたは切り上げるものとする。

第2章 月例報酬額

(報酬額)

第7条 月例報酬額は、本人の年齢、経歴等を勘案し、一名あたり月額300000円を超えない範囲内で、役員会の決議により決定する。

第3章 賞与および退職慰労金

(支給時期)

第8条 賞与および退任慰労金は、これを支給しない。

付 則

1. この規程は、平成25年3月1日から実施する。

貸 金 規 程

特定非営利活動法人

ホープワールドワイド・ジャパン

賃 金 規 程

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規程は、就業規則第48条に基づき、従業員の賃金に関する事項を定めたものである。

(支払方法)

第2条 賃金は、従業員に対し通貨で直接その全額を支払うものとする。ただし、従業員の過半数を代表する者と書面により協定を締結したうえで当該従業員が希望する場合は、本人名義の指定金融機関の預貯金口座へ振り込むものとする。

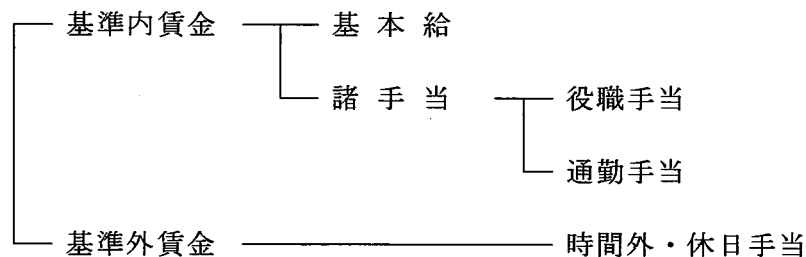
(計算期間および支払日)

第3条 賃金の計算期間は、原則として毎月1日から同月末までとし、翌月25日に支給する。ただし、支給日が金融機関の休業日にあたるときはその前営業日に支給する。

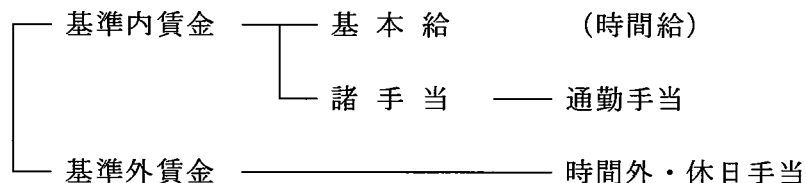
(賃金の体系)

第4条 賃金の体系は、次のとおりとする。

1. 月例賃金



2. パートタイマーの賃金



(賃金の支払形態)

第5条 賃金は月給制とする。ただし、従業員が次のいずれかに該当する場合は、不就労となる日の賃金を控除する。

- ①・賃金計算期間の途中における入社、退社により不就労日があるとき

- ②・賃金計算期間の途中における休職の開始または復職により不労日があるとき
 - ③・業務上の負傷もしくは私傷病により欠勤し、社会保険等から補償される時
 - ④・賃金計算期間の途中における産前産後休暇、または育児・介護休業の開始または復職により不労日があるとき
 - ⑤・社員就業規則第66条に定める出勤停止の処分を受けているとき
 - ⑥・無断欠勤したとき
2. 従業員が、遅刻、早退および私用外出した場合については、年次有給休暇その他の規定がある場合を除き、不労となる時間の賃金を15分単位で計算し控除する。なお、実際に不労となる時間相当額を超える控除額は、制裁扱いとする。
3. 前各号にかかわらず、パートタイマーについては時間給制とする。

(非常時払い)

- 第6条 第3条の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合であつて、従業員（従業員が死亡したときはその遺族）の請求があつたときは、賃金支払日の前であっても既往の労働に対する賃金を支払うものとする。
- ①・従業員またはその収入によって生計を維持する者が結婚、出産し、あるいは疾病、災害を被つたとき、または死亡したとき
 - ② 従業員またはその収入によって生計を維持する者が、やむを得ない事由によって1週間以上にわたり帰郷するとき

(控除項目)

- 第7条 法人は、次に掲げるものを賃金より控除する。
- ① 源泉所得税
 - ② 住民税
 - ③ 健康保険料、介護保険料、厚生年金保険料および雇用保険料の本人負担分
 - ④ 従業員の過半数を代表する者と書面により協定を締結したときは、その協定で定めたもの

(日額および時間額の計算)

第8条 当規程において、賃金の日額および時間額を用いる際は、次の計算による。

$$\text{時間額} = \frac{\text{基本給}}{\text{月平均所定労働時間}}$$

$$\text{日 額} = \text{時間額} \times 1 \text{日の所定労働時間}$$

2. 1月あたり所定労働時間は、各月所定労働日数に1日あたり所定労働時間を乗じて算出する。

(端数処理)

第9条 賃金の計算上、円未満の端数が生じたときは、社員にとって有利になるよう切り

捨てまたは切り上げるものとする。

第2章 基本給

(基本給)

第10条 基本給は、本人の年齢、勤続年数、職務経歴および職務遂行能力等を勘案し、各人ごとに決定する。

第3章 諸手当

(役職手当)

第11条 役職者には、その役職により個別に決定する役職手当を支給する。

2. 役職手当は、辞令発令日の属する月から支給し、その役職を解かれた日の属する月まで支給する。
3. 役職手当は、賃金計算期間のすべてを休職または欠勤した場合、支給しない。

(通勤手当1 対象者：正規従業員、契約従業員およびパートタイマー)

第12条 法人と自宅の距離が2 km以上あり、電車、バス等の公共交通機関を利用して通勤する者に対し、法人が認める合理的経済的経路により計算した定期券代の実費（最長期間の定期券分とし、特急料金や座席指定料金等を除く）を通勤手当として支給する。ただし、月額3万円を支給限度とする。

2. 住居から最寄り駅までの距離が1.5 kmを超える場合、バスを利用することができる。
3. 自転車通勤をする者には通勤手当を支給しない。
4. 新たに通勤手当を受けようとする者、及び通勤経路に変更があった者は、変更後2週間以内に法人に届け出なければならない。なお届出の遅滞により、従業員が不利益を被ったときは、会社はその責めを免れる。
5. 虚偽の申請を行い、又は所定の届出を怠り、不正に通勤手当の支払を受けた者は、既に支給した当該手当を返還させる。また、悪意をもって不正に支払を受けたと法人が判断した場合は、以後の当該手当の支給を停止することがある。
6. 退職時、退職日後の残日数分については、所定の計算に基づき過払いとなった通勤手当相当額を、法人に返還しなければならない。

(時間外・休日手当)

第13条 従業員が、法定労働時間を超え、または法定休日に、もしくは午後10時から午前5時までの深夜に勤務した場合、次の区分により時間外・休日手当を支給する。

- ①・法定時間外勤務（なお月間の法定時間外勤務が60時間を超えた場合は、その超えた時間分につき、割増率1.50にて時間外手当を支給する）

$$\frac{\text{基本給}}{\text{月平均所定労働時間}} \times 1.25 \times \text{時間外勤務時間数}$$

② 法定休日勤務

$$\frac{\text{基本給}}{\text{月平均所定労働時間}} \times 1.35 \times \text{休日勤務時間数}$$

③ 深夜勤務

$$\frac{\text{基本給}}{\text{月平均所定労働時間}} \times 0.25 \times \text{深夜勤務時間数}$$

2. 法定時間外勤務または法定休日勤務が深夜に及んだ場合は、深夜勤務の手当を併給する。

第4章 賃金改定

(基本給改定の時期)

第14条 従業員の基本給改定は、各人の勤務態度、勤務成績など人事考課と法人業績を総合的に勘案し、定期改定および臨時改定を実施する場合がある。

2. 定期改定を行う場合は、原則として毎年4月1日付けをもって実施する。ただし、次に掲げる者については、除外する。
- ① 前年10月1日以降に採用された者
 - ② 昇給時期において休職または産前産後もしくは育児・介護休業中の者
3. 臨時改定は、法人が特に必要があると認めた場合に随時実施する。
4. 昇給改定の決定が遅延した場合、改定後の支給日前に退職した者に対し、差額支給または差額返納を求めない。
5. 賃金改定については、昇給する場合および減給する場合がある。

第5章 賞与

(支給時期)

第15条 賞与は、これを支給しない。

第6章 雑則

(休業手当)

第16条 従業員が、法人の責任となる事由により休業した場合は、休業1日につき、平均賃金の6割を支給する。

(平均賃金)

第17条 労働基準法の定めにより、休業補償や解雇予告手当などを算定する際に用いる平

均賃金は、次の算式によって計算する。

$$\text{平均賃金} = \frac{\text{直近の賃金締切日より起算した前3ヵ月間の賃金総額}}{\text{3ヵ月間の総日数}}$$

2. 前項の賃金総額には、臨時に支給した賃金および3ヵ月を超える期間ごとに支給した賃金は算入しない。

(不正受給の返還)

第18条 この規程に定める額を不正に受給した場合、会社はその全額の返還を求めるものとする。

2. この場合、従業員は速やかにかつ誠実にこれを法人へ返還しなければならない。

付 則

1. この規程は、平成25年3月1日から実施する。

特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項を記載した書類

法人名	特定非営利活動法人 ホープワールドワ イド・ジャパン	事業年度	2018年1月1日～ 2018年12月31日
-----	-------------------------------	------	---------------------------

1 資金に関する事項 [①収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項]

※ 丸数字は、特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項の詳細について規定している特定非営利活動

(1) 収益の源泉別の明細

収 益 源 泉 の 内 訳	金 額
チャリティコンサート事業収益	1,663,917 円
就労支援事業収入	54,936,870 円
障害福祉サービス等事業収入	32,035,495 円
随時寄付金収益	4,996,547 円
助成金収入	2,379,603 円
雑収入	7,645 円
受取利息	57 円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
合 計	95,990,134 円

(2) 借入金の明細

借 入 先	金 額
	6,320,000 円
	4,940,000 円
	4,249,227 円
	2,727,784 円
	円
合 計	18,237,011 円

(3) その他

なし

4 寄附者に関する事項 [④寄附者（役員、役員の親族等で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日]

氏名	寄附金額	受領年月日
該当なし	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .

5 給与の総額等に関する事項 [⑤給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項]

給与を得た職員の総数	左記の職員に対する給与総額
20人	34,252,632円

認定基準等チェック表 (第3表)

(初葉)

法人名	特定非営利活動法人 ホープワールドワイド・ジャパン	チェック欄
3 運営組織及び経理に関して次に掲げる基準に適合していること イ 役員総数のうちに次の者の数の占める割合がそれぞれ3分の1以下であること (1) 役員及びその親族等 (2) 特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等 ロ 各社員の表決権が平等であること ハ 会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けていること、又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われていること ニ 支出した金銭の費途が明らかでないものがある等の不適正な経理が行われていないこと		レ

イ

区分	項目	役員数	最も人数が多い「親族等」のグループの人数	割合 (②÷①)	最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループの人数	割合 (④÷①)
		①	②	③	④	⑤
①	2018年1月1日～ 2018年12月31日	4人	0人	0%	0人	0%
②	年月日～年月日	人	人	%	人	%
③	年月日～年月日	人	人	%	人	%
④	年月日～年月日	人	人	%	人	%
⑤	年月日～年月日	人	人	%	人	%
⑥	年月日～年月日	人	人	%	人	%
⑦	年月日～年月日	人	人	%	人	%
申請時		人	人	%	人	%

(注1) 各欄の人数等は、第3表付表1「役員状況」から転記してください。

(注2) ③及び⑤については、小数点以下第2位を切り捨てた数値を記載してください。

ロ

各社員の表決権が平等である	①	②	③	④	⑤	⑥	申請時
上記を証する書類の名称とその内容等	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ

(注意事項)

- 認定基準等チェック表(第3表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、上記ロの記載の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、添付を省略することができます。

ハ

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている	はい <input checked="" type="radio"/> いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ
帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている	<input checked="" type="radio"/> はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ

㉑ 該当する項目を○で囲み、監査証明書又は第3表付表2「帳簿組織の状況」を添付してください。

二

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
費途が明らかでない支出がある、帳簿に虚偽の記載がある等の不適正な経理の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

「認定基準等チェック表」(第3表) 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
イの各欄	区分欄の「㉑～㉖」の各欄には、実績判定期間の各事業年度（又は各年）を記載します。 第3表付表1「役員の状況」を記載して、「㉑」、「㉒」及び「㉔」の各欄に該当する人数を転記します。	
ロの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には、例えば、「定款（又は会則）第○条に『各正会員の表決権は、平等なものとする』と規定」のように記載します。	「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には証する書類の内容を文言のとおりに記載します。
ハの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉑」から「㉖」については、イに記載する各期間（「㉑」から「㉖」）を示したものです。	① 「会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている」の「はい」に「○」した場合には監査証明書を添付してください。 ② 「帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている」の「はい」に「○」した場合には、第3表付表2「帳簿組織の状況」を記載し添付してください。
ニの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉑」から「㉖」については、イに記載する各期間（「㉑」から「㉖」）を示したものです。	

記載要領の補足

○ ニにおいて、「費途が明らかでないもの」とは、法人が費用として支出した金額のうち、その費途を確認することができないものをいい、法人が名目に関わらず支出した金銭でその費途が明らかでないものが、これに当たります。なお、意図的にその支出先を明らかにしない支出がある場合も、当然に「費途が明らかでないもの」があることになり、認定を受けることはできません。

役員 の 状 況

第3表付表1

法人名	特定非営利活動法人 ホープワールドワイド・ジャパン	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
役員数		4人	人	人	人	人	人	人
(1) 最も人数が多い「親族等」のグループの人数		0人	人	人	人	人	人	人
(2) 最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者並びにこれらの者の親族等」のグループの人数		0人	人	人	人	人	人	人

役員 の 内 訳											
氏名	住所	職名	続柄等	就任等の状況							就任・退任 年月日
				㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時	
加藤 敦		理事長		○							H20.3.30 就任
山口 京子		理事		○							H20.3.30 就任
木島 真一		監事		○							H24.3.25 就任
栗原 敏孝		理事		○							H29.4.25 就任
竹本 雄大		理事		○							H24.3.25 就任 H30.5.28 退任

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、添付を省略することができます。

帳簿組織の状況

第3表付表2

法人名		特定非営利活動法人ホープワールドワイド・ジャパン		
伝票又は帳簿名	左の帳簿等の形態	記帳の時期	保存期間	
総勘定元帳	会計ソフト (勘定奉行) ルーズリーフ	随時	7年	
仕訳帳	会計ソフト (勘定奉行) ルーズリーフ	随時	7年	
現金出納帳	エクセルファイル ルーズリーフ	随時	7年	
給与台帳	給与ソフト (セルズ給与) ルーズリーフ	随時	7年	
請求書・領収書綴り	バインダー	随時	7年	
領収書 (控)	複写伝票	随時	7年	
寄付者名簿	エクセルファイル ルーズリーフ	随時	7年	
固定資産台帳	エクセルファイル ルーズリーフ	随時	7年	

(記載要領)

- ・ 「伝票又は帳簿名」欄は、例えば「現金出納帳」、「総勘定元帳」、「経費帳」などのように記載します。
- ・ 「左の帳簿等の形態」欄は、「3枚複写伝票」、「ルーズリーフ」、「装丁帳簿」などのように記載します。
- ・ 「記帳の時期」欄は、「毎日」、「一週間ごと」のように記載します。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類 (役員報酬規程等提出書類) に記載した内容に変更がないときは、添付を省略することができます。

認定基準等チェック表 (第4表)

(初業)

法人名	特定非営利活動法人 ホープワールドワイド・ジャパン	チェック欄
<p>4 事業活動に関して次に掲げる基準に適合していること</p> <p>イ 宗教活動又は政治活動等を行っていないこと</p> <p>ロ 役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと、役員等又は役員等が支配する法人と当法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと、役員等に対し役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと、及び営利を目的とした事業を行う者、上記イの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し寄附を行わないこと</p> <p>ハ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること</p> <p>ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動の事業費に充てていること</p>		レ

イ

項 目	①	②	③	④	⑤	申請時
宗教の教義を広め、儀式を行い、及び信者を教化育成する活動	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

ロ

項 目	①	②	③	④	⑤	申請時
役員の職務の内容、職員に対する給与の支給の状況、当法人とその活動内容及び事業規模が類似する他の法人の役員に対する報酬の支給の状況等に照らして、当法人の役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給その他役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時における価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡その他役員等又は役員等が支配する法人と当法人の間の資産の譲渡等に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等に対し役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
営利を目的とした事業を行う者及びイの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対する寄附の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

(注意事項)

- 「認定基準等チェック表 (第4表)」は、法第55条第1項に基づく書類 (役員報酬規程等提出書類) の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、「認定基準等チェック表 第4表 (次業) (ハ及びニ)」の記載及び添付の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類 (役員報酬規程等提出書類) に記載した事項について、添付を省略することができます。

認定基準等チェック表 (第5表)

法人名	特定非営利活動法人 ホープワールドワイド・ジャパン	チェック欄
5 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させること		レ
イ 特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等 ロ 各認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類 ハ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類 ニ 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程 ホ 収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他一定の事項等を記載した書類 ヘ 助成の実績並びに海外送金等の金額及び使途並びにその予定日を記載した書類		
次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させることに同意する。 ※閲覧に関する細則(社内規則)等がある場合には、その細則(社内規則)等を添付してください。		同意 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない
イ	① 事業報告書等(事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書、年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記した書面) ② 役員名簿 ③ 定款等(定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し)	
ロ	各認定基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類	
ハ	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類	
ニ	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程	
ホ	次の事項を記載した書類 ① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項 ② 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項 ③ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 ・ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位5者との取引 ・ 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者との取引 ④ 寄附者(役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。)の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日 ⑤ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項 ⑥ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日 ⑦ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合(その金額が200万円以下の場合に限る。)におけるその金額及び使途並びにその実施日	
ヘ	① 助成金の支給を行った場合に事後に所轄庁に提出した書類の写し ② 海外への送金又は金銭の持出し(その金額が200万円以下のものを除く。)を行う場合には事前に又は災害に対する援助等緊急を要する場合には事後に所轄庁に提出した書類の写し	

(注意事項)

- ・ 認定基準等チェック表第5表は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に記載及び添付する必要があります。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、添付の必要はありません。

認定基準等チェック表 (第6、7、8表)

法人名	特定非営利活動法人ホープワールドワイド・ジャパン
-----	--------------------------

認定基準等チェック表 (第6表)

6 実績判定期間を含む各事業年度の特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等及び役員名簿並びに定款等を同法第29条の規定により所轄庁に提出していること	チェック欄			
特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等及び役員名簿並びに定款等の所轄庁への提出の有無				
①	②	③	④	⑤
有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

認定基準等チェック表 (第7表)

7 法令又は法令に基づいてする行政庁の処分違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと	チェック欄				
法令に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実の有無					
①	②	③	④	⑤	申請時
有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
㊦ 認定基準等チェック表(第7表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に記載及び添付する必要があります。					

認定基準等チェック表 (第8表)

8 申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していること	チェック欄		
事業年度	月 日～ 月 日	設立年月日	平成 年 月 日

(注意事項)

- 法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表)は、記載する必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表)の記載の必要はありません。また、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

欠格事由チェック表

法人名	特定非営利活動法人 ホープワールドワイド・ジャパン	チェック欄
認定、仮認定又は認定の有効期間の更新の基準にかかわらず、次のいずれかの欠格事由に該当する法人は認定、仮認定又は認定の有効期間の更新を受けることができません。 1 役員のうち、次のいずれかに該当する者がある場合 イ 認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は仮認定特定非営利活動法人が仮認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該仮認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないもの ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 ハ 特定非営利活動促進法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法204条等 ^(注1) 若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 ニ 暴力団の構成員等 ^(注2) 2 認定又は仮認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人 3 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人 4 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人(認定、仮認定及び認定の有効期間の更新の申請時には、所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付が必要となります)。 5 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人 6 次のいずれかに該当する法人 イ 暴力団 ロ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人		レ
1	役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無	
イ	認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は仮認定特定非営利活動法人が仮認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該仮認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
ロ	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
ハ	特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法第204条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
ニ	暴力団の構成員等の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
2	認定又は仮認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人	はい・ <input checked="" type="radio"/> いいえ
3	定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人	はい・ <input checked="" type="radio"/> いいえ
4	国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人	はい・ <input checked="" type="radio"/> いいえ
添付書類	認定、仮認定又は認定の有効期間の更新の申請時に、上記4に係る所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を添付すること (注1) その他の事務所がある場合は、その他の事務所所在の滞納処分に係る納税証明書も添付すること (注2) 役員報酬規程等提出書には添付不要	
5	国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人	はい・ <input checked="" type="radio"/> いいえ
6	次のいずれかに該当する法人	
イ	暴力団	はい・ <input checked="" type="radio"/> いいえ
ロ	暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人	はい・ <input checked="" type="radio"/> いいえ